

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～3月11日(水)は「鎮魂・伝承の日」です～

県条例において「みやぎ鎮魂の日」とも定められています。鎮魂とともに、東日本大震災の教訓を未来へ伝承していきましょう。

東日本大震災の被害状況(平成27年1月末日現在)についてお知らせします。
 昭和35年5月24日のチリ地震津波をはじめとした過去の各種災害の経験から、毎年防災訓練を実施するなど災害に強いまちづくりを進めてきた当町においても、東日本大震災では多くの尊い人命、財産を一瞬にして失い、甚大な被害を受けました。

○人的被害

- ・死者 620人(直接死600人(うち町民の方550人、町外の方48人、不明2人)、間接死20人)
- ・行方不明者214人(うち町民の方213人)

○建物(住家)被害

- ・全壊3143戸(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の58.62パーセント)
- ・半壊、大規模半壊178戸(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の3.32パーセント)
- ・半壊以上の計3321戸(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の61.94パーセント)

※上記数値は町が整理し、県あてに毎月報告している数値です。

問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376

山火事の防止について

平成27年全国統一林野火災防火標語

「伝えよう 森の大事さ 火の怖さ」



山火事は、ほとんどが人の不用意な火の取り扱いから発生しています。私たち一人ひとりが気をつければ、山火事を防ぐことができます。山火事を発生させないために、次のことに気をつけましょう。

- ・燃えやすい枯葉のある場所でのたき火は絶対にやめましょう。
- ・強風注意報や乾燥注意報が発表されている場合は火の使用を控えましょう。
- ・たき火などで火から離れる時は完全に消火しましょう。
- ・たばこの吸い殻は必ず消しましょう。また、投げ捨ては絶対にやめましょう。
- ・子供の火遊びは危険です。見かけたら絶対にやめさせましょう。

問い合わせ 南三陸消防署 ☎46-2677
 南三陸消防署歌津出張所 ☎36-2222

南三陸警察署からのお知らせ

地域課から 犯罪被害に遭わないために！

南三陸警察署では、安心で安全な南三陸町を目指し、パトロールや巡回連絡等に積極的に取り組んでいます。下記の点に注意していただくだけでも、犯罪被害に遭う危険性を低くすることができます。

- ・短時間の外出であっても必ず戸締まりをしましょう。
- ・数日間家を留守にする際には、隣近所の方に留守にする旨を伝えておき、何か異変があれば警察に通報してもらうようお願いしておきましょう。
- ・外出先で車を駐車する際には、車内の見える場所に貴重品等を置いたままにせず、必ず鍵をかけるようにしましょう。
- ・不審な電話等があれば一人で判断することなく、ご家族や警察に相談しましょう。
- ・放火対策として、家庭ごみを玄関先や軒下に置いておくのはやめましょう。

思わぬところで被害に遭わないために、充分注意していただくとともに、緊急の場合には迷わず110番通報するようにしてください。

交通課から

年度末の飲酒運転防止・降雪時の事故防止

飲酒運転は犯罪です！

- ・悪質危険違反である飲酒運転は、事故を起こさなくても厳罰です。
- ・車両・酒類提供者、飲酒運転車両の同乗者も犯罪です。
- ・年度末で飲酒機会が増えますが、飲酒運転を自ら戒めるとともに、家族の見守りによる深酒防止と、飲食店等ではハンドルキーパーや運転代行利用等により、飲酒運転を根絶しましょう。

雪道の交通事故が多発！

- ・町内では降雪時の滑走事故が多発しています。
- ・天候や路面に応じた安全な速度、適切な車間距離を保持しましょう。
- ・大雪が予想される場合は、車の運転を控えましょう。

積雪、凍結時の滑走事故防止 3原則

- 「急」ブレーキをかけない
- 「急」ハンドルを切らない
- 「急」加速をしない

問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

町営住宅入居者募集



問い合わせ 宮城県住宅供給公社 ☎022-224-0014
 建設課建設総務係 ☎46-1377

町では、次のとおり町営住宅の入居者を募集します。

●災害公営住宅

団地名	部屋タイプ	募集戸数	入居者人数
町営入谷復興住宅	4DK(戸建)	2戸	6人以上
	2K	2戸	1人以上
町営名足復興住宅	3DK(戸建)	1戸	4人以上
	4DK(戸建)	2戸	6人以上

◇募集期間 3月2日(月)から3月13日(金)

※注意事項

- ・【災害公営住宅】に申し込みできるのは、東日本大震災により住宅を滅失(流失)した方で、現在住宅に困っていることなどの条件があります。
- ・【町営住宅】に申し込みできるのは、月額所得158000円を超えない方で、現在住宅に困っていることなどの条件があります。
- ・家賃は、部屋の広さや所得(入居者全員分)により異なります。
- ・申込者数が募集戸数を超える場合には、抽選となります。

●町営住宅

名称	部屋タイプ	募集戸数
町営伊里前住宅	2K(戸建)	2戸

道路、水路、漁港施設などの占用許可更新手続きのお知らせ

町が所有する道路、水路、漁港施設などに工作物を設置する占用許可期間は、原則として5年または3年と定められています。

期間満了後も継続して設置しようとするときは、占用許可更新の手続きをしてください。

また、東日本大震災以前に占用許可を受け、現在も継続して占用されている方については、許可更新の手続きについてご相談ください。

申請・問い合わせ 建設課建設総務係 ☎46-1377

学校体育施設等の年間定期利用を希望する団体のみなさんへ

平成27年度学校体育施設等の年間定期利用を希望する団体の会議を、下記の日程で開催します。利用日の調整を行いますので、必ず代表者1名の出席をお願いします。



◇利用対象施設

- ・志津川小学校、志津川中学校、入谷小学校、伊里前小学校、名足小学校、歌津中学校の各学校校庭及び体育館並びに柔剣道場(2中学校)
- ・ベイサイドアリーナ

◇日時 3月9日(月)午後7時から

◇場所 ベイサイドアリーナ文化交流ホール

※会議において利用希望日の調整を行います。欠席の場合、希望日に利用できませんのでご承知願います。

問い合わせ 教育委員会生涯学習課 ☎46-2639